

いつ、どこで起こるか分からない災害に備えて 園芸施設共済に加入しましょう！

台風や積雪に対する災害への備えはできていますか？
これら自然災害は予想できない災害を引き起こします。
万一の災害に備えて園芸施設共済へ加入をおすすめします。



設置後 10 年以上、直径 25.4mm 以下のパイプハウス 100 m²(被覆 1 年未満)の場合
1 年間の掛金等(事務費込み)は **3,950 円/棟(付保割合 80%)** です。
更に補償を充実させるために、次の特約をおすすめします。

付保割合追加特約

付保割合 80% を選択した場合、付保割合に 10% または 20% を加算し、
補償の割合を高めることができます。

※付保割合及び付保割合追加特約による追加割合は棟毎に選択できます。

小損害不填補 1 万円特約

小損害不填補の基準金額 3 万円を選択した場合、基準金額を 1 万円に引
き下げることができます。

※共済価額が 1 万円未満の場合は、その金額が下限となります。

※小損害不填補の基準金額及び小損害不填補 1 万円特約は棟毎に選択できます。

補償対象となる事故

風水害、雪害、ひょう害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む）による災害、火災、破裂及び爆発、航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下、車両及びその他積載物の衝突及び接触、鳥獣害、病虫害（内作物加入者）

補償期間

フィルムを被覆しない期間を含めて、共済掛金の払込日の翌日から1年間です。

※ 共済掛金の半分は国が負担します。未被覆期間の掛金率は低く設定されており、事務費もいただきません。

(重要) 被覆期間の変更は必ず連絡してください。

加入申込時に申告していた被覆期間に変更が生じた場合に、被覆期間の変更の連絡をしないまま事故に遭われると、**共済金の全額または一部が支払われないことがあります。**
被覆期間を変更する場合は、速やかに管轄の支所・出張所にご連絡ください。

共済金額（補償額）

施設が損害を受けた場合、施設の共済価額（時価額）の8割(付保割合追加特約付加時は10割)を上限に共済金をお支払いします。

※ 時価額は施設設置時からの経過に応じて年々低減します(100～50%)

共済価額（時価額）

パイプや被覆材の価額は、設置年月日からの経過年数に応じた割合を反映して算定します。（見積書等の価額を基に施設本体の価額を算出することもできます。）

表) 経過年数に応じた割合

(%)

経過年数(年)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
パイプハウス	100	95	90	85	80	75	70	65	60	55	50 (以降同じ)		
一般軟質フィルム	100	50	25 (耐用年数2年)										
耐久性軟質フィルム 一般硬質フィルム	100	71	50	35	25 (耐用年数4年)								
耐久性硬質フィルム 一般合成樹脂板	100	79	63	50	40	31	25	25 (耐用年数6年)					

お問い合わせ・お申込み・ご相談は、管轄の支所・出張所へご連絡ください。

支所・出張所名	管轄地域	フリーダイヤル	電話番号
南部支所 高島出張所	大津市・草津市・守山市・栗東市・野洲市・高島市	0120-031-393 0120-133-951	077-582-3006 0740-22-3951
東部支所 甲賀出張所	甲賀市・湖南市・近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町	0120-739-031 0120-863-031	0748-20-5225 0748-63-1330
北部支所 湖東出張所	彦根市・長浜市・米原市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町	0120-509-031 0120-163-031	0749-73-4321 0749-28-2711